

## 第 7 3 回国民体育大会（福井県） 輸送・交通要項

### 1 目的

この要項は、第 7 3 回国民体育大会の正式競技および特別競技に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員およびその他関係者（以下「大会参加者」という。）ならびに一般観覧者の輸送・交通に関する必要な事項を定める。

### 2 基本方針

「福井しあわせ元気」国体・障害者スポーツ大会実行委員会（以下「県委員会」という。）および会場市町実行委員会（以下「市町委員会」という。）は、相互に連携し、関係機関および関係団体等（以下「関係機関等」という。）の協力を得て、大会参加者および一般観覧者の安全・確実かつ円滑な輸送を行うものとする。

### 3 輸送方法

#### （1）大会参加者の輸送

##### ア 全国輸送

大会参加者は、自由集合・自由解散とする。ただし、県委員会は必要に応じて、関係機関等の協力を得て、輸送力の確保に努める。

##### イ 総合開・閉会式輸送

総合開・閉会式輸送は、原則として計画輸送とし、県委員会が市町委員会および関係機関等の協力を得て実施する。

##### ウ 競技会場地輸送

競技会場地輸送は、原則として市町委員会が関係機関等の協力を得て実施する。

##### エ 各種会議の輸送

各種会議の輸送は、原則として自由集合・自由解散とする。

#### （2）一般観覧者の輸送

一般観覧者の輸送は、関係機関等の協力を得て、公共交通機関等の利用による効率的で円滑な実施に努めるとともに、高齢者、障害者等に配慮して行うものとする。

なお、会場周辺の公共交通機関の状況や最寄り駅等から会場までの距離等を勘案し、必要に応じてシャトルバス運行等の措置を講じる。

#### （3）その他

鉄道、路線バス等の公共交通機関を利用する場合は、大会参加者および一般観覧者が所定の料金を支払うものとする。

#### 4 駐車場

- (1) 総合開・閉会式会場および各競技会場における駐車場については、十分な確保に努め、効率的な利用を図るものとする。
- (2) 総合開・閉会式会場における駐車場は、県委員会が発行する許可証等の交付を受けた車両に限り、指定された駐車場を利用できるものとする。  
なお、大会参加者および一般観覧者の自家用車による来場は、原則として認めない。
- (3) 各競技会場における駐車場は、市町委員会の指示に従い、指定された駐車場を利用するものとする。

#### 5 交通安全対策

総合開・閉会式および各競技会に係る交通安全対策は、大会参加者および一般観覧者の交通の安全と円滑な輸送を確保するため、関係機関等および県民の理解と協力を得て必要な対策を講じる。

#### 6 輸送・交通の案内

輸送・交通の案内は、各種会議および広報媒体等を通じて周知を図るほか、県委員会が設置する総合案内所および市町委員会が設置する案内所において行う。

#### 7 その他

この要項に定めるもののほか、輸送・交通に関して必要な事項は、県委員会および市町委員会が別に定める。